

大規模水質事故における水質検査に関する協定書

埼玉県（以下「甲」という。）と埼玉県環境計量協議会（以下「乙」という。）とは、大規模水質事故における水質検査（以下「緊急検査」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、県営水道の水質管理のために必要な緊急検査に関し必要な事項を定め、緊急検査が迅速かつ円滑に実施されることを目的とする。

（要請）

第2条 甲は、緊急検査を乙に要請する場合は、様式1「緊急検査要請書」により行う。ただし、緊急のため文書により要請することができない場合は、甲は口頭により要請することができるものとする。この場合は、甲は口頭で行った要請の内容を様式1に記載し、後から提出しなければならない。

（水質検査の実施）

第3条 乙は、甲から緊急検査の要請があった場合は、乙は乙の会員から指定する検査機関（以下「指定検査事業所」という。）と調整し、その結果に基づいて甲、乙協議の上誠意を持って緊急検査を実施するものとする。

（検査項目及び検体の種類）

第4条 緊急検査の検査項目は原則として水道水質基準項目とし、それ以外の項目については要請時に甲、乙協議する。また、検体の種類は県営浄水場の原水、処理過程水、浄水とする。

（報告）

第5条 乙は、第3条の規定により緊急検査を実施したときは、甲、乙協議した時間内に検査結果を様式2「緊急検査成績書」により報告するものとする。ただし、緊急のため様式2により検査結果を報告できない場合には、口頭又は電子メール等により報告することができるものとする。この場合は、乙は口頭又は電子メール等で報告した検査結果を様式2により後から提出しなければならない。

（費用）

第6条 第3条の規定に基づく緊急検査に乙が要した費用は、甲が負担することとし、その費用の算出方法については、建設物価（水質分析）にその他の費用（割増賃金等）を加味した額を基準として要請時に甲、乙協議して定める。

（損害の負担）

第7条 第3条の規定による緊急検査により損害が生じた場合の費用の負担は、甲、乙協議して定めるものとする。ただし、乙又は指定検査事業所の責任により生じた損害は、乙又は指定検査事業所の負担としその賠償の責を負うものとする。また、その損害額は、

第6条に定める金額を上限とし、甲は、乙が第5条の報告を行なった日から1年以内に損害額を乙に請求するものとする。

(守秘義務)

第8条 乙及び指定検査事業所は、緊急検査に関して知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

(協定の期間)

第9条 この協定の期間は、平成24年12月26日から平成25年3月31日とし、甲又は乙から協定終了の1ヶ月前までに協定の解除の申し出がない限り、この協定は継続するものとする。

(適用)

第10条 この協定は、平成24年12月26日から適用する。

(その他)

第11条 この協定に定めのない事項については、甲、乙協議して定める。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を所持する。

平成24年12月26日

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目14番21号

甲 埼玉県

埼玉県公営企業管理者 石田 義明



埼玉県さいたま市大宮区上小町1450番地11

乙 埼玉県環境計量協議会

会 長 山 崎 研



格
検体
試験
検査
担当
特
記
事
項